

2022年度事業計画

2022年度は、COVID-19（新型コロナウイルス）の感染拡大が収束するまでは、すべての会議や集会等のイベントをオンラインで開催する。ウクライナへのロシアの侵略戦争など、障害のある人のいのちや心身の健康が危機にさらされる事態を憂慮し、関連団体との連携で何ができるのかを考えていく。

以下、JD全体として取り組む重点課題と合わせ、各委員会の連携などを進めつつ、以下のように計画する。

*文中加盟団体＝正会員団体

【重点課題】

1. 社会的テーマ

ウクライナ情勢など、世界情勢の不安定さを理由にした憲法改正の動きを注視し、憲法の大切さを多くの人たちと共有していく。合わせて優生保護法被害裁判、いのちの砦裁判、介護保障を求める裁判に協力し、全世代型社会保障構築会議の動向を含め、障害のある人をはじめ社会的に弱い立場の人たち、だれもが生きやすい社会の実現に向けてさまざまな団体と連携していく。

2. 障害分野のテーマ

2022年8月に、障害者権利条約の日本審査が予定されている。秋には日本に対する総括所見が出される。これらの動きにJDFと連携しながら積極的に取り組み、障害者権利条約を生かした「すべての人の社会」を目指して取り組んでいく。

3. JDの課題

長年JDに携わってきた荒木事務局長の退職に伴い、新たな事務局体制の構築が急務である。4月から事務局運営委員会を設置（2022年4月～2023年6月）し、JDの重要な取り組みを継続していくための新たな体制を構築していく。

1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

(1) 新型コロナウイルス関連情勢への対応

新型コロナ関連の諸政策に関して、障害のある人の立場に立つとともに、支援事業者や労働者の保護にも着目する。「いのちの選別」を許さないことを基本に、一人ひとりの障害に対応できる医療体制の充実を求めて、監視活動を強化し、情勢に応じて要望等を表明・提出する。

(2) 政策提言の検討

インクルーシブな真の共生社会の実現のために、権利条約などの理念を踏まえ、法制度の改正や予算確保をはじめ、必要な提言を行なっていく。特に、以下の点を考慮する。

- ① 権利条約の履行と日本への総括所見の実行に向け、課題を整理し、次回審査等を意識して計画的に取り組む。
- ② 障害者差別解消法の周知に努め、さらなる実効性があるものとなるように働きかけていく。
- ③ 総合福祉部会の骨格提言および障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国（厚生労働省）との基本合意が尊重・重視され、具体化されるための提言を行なっていく。
- ④ 医療・年金・生活保護をはじめ、社会保障全体が縮減の方向に向かっている状況において、これらの

関連政策に対する意見表明をしていく。また、障害者予算の国際比較に資する統計的調査の必要性を認識し、政府が財源の効率化をめざす全世代型社会保障システムを検証していき、個人が尊重される普遍的な生活保障システムを提言する。特に障害者の所得保障についての新たな提言づくりの検討を進める。

- ⑤ 優生保護法下での強制不妊手術の実態を看過できない深刻な人権問題と捉え、政府の責任を明らかにさせるため幅広い立場で議論していく。また、各地で行われている裁判を支援していく。さらに出生前診断など“生命”を巡る今日的な問題についても丁寧に議論をしていく。
 - ⑥ 障害者雇用・就業のあり方について論議し、必要な政策提言を行う。
 - ⑦ 障害者の投票行為における合理的配慮を欠く問題事例の改善を求める提言
- (3) 障害者基本法や障害者虐待防止法の見直しおよび障害者基本計画の検証
- 障害者基本法および障害者虐待防止法の施行状況を吟味・評価し、必要な改正事項を提言する。とくに、障害者虐待や障害者差別が増加している今日にあつて、パリ原則に基づく国内人権機関の創設は急務である。また、障害者基本計画を検証する。特に虐待について緊急性を認識し、法整備のほか必要な提言を行う。
- (4) シンポジウムや学習会等の開催
- 政策に関する問題や課題が提起され、JDとして共有されたときなど、政策提言する力を高めることを目的としたシンポジウムや学習会等を開催する。
- (5) タイムリーな意見や要望等の表明・提出
- 障害者政策委員会をはじめ、障害に関する様々な国の審議会等の進行や内容に合わせて、意見や要望を随時、表明する。また、障害当事者が原告となっている裁判等を支援し、JDとしての意見や要望を表明し、必要に応じて提出する。
- (6) 上記の検討作業を通して、JDとしての政策提言書づくりをめざす。

2. 国際活動および障害者権利条約に関する活動

- (1) 本年8月(第27会期)の日本の審査における障害者権利委員会への働きかけをJDFと連携して進める。また、その後公表される日本への総括所見を加盟団体で共有するとともに、広く関係者に知らせ、そこに含まれる勧告をどのように実施してゆくか、JDFと連携して政府と協議する。
 - (2) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」SDGsへの働きかけ
- 「誰も置き去りにしない (leave no one behind)」という考え方を強調しているSDGsの実施に向けて、JDF等と情報を共有し、連携して働きかけていく。
- (3) アジア太平洋地域での対応
- アジア太平洋障害者の十年(第3期・2013-2022)の成果と課題を評価し、その後のこの地域での障害分野の取り組みの枠組みのあり方とそこでの日本の役割に関して、JDFと連携して対応する。

3. 社会啓発および国会・関係省庁に向けての要請行動ほか対外活動

権利条約の周知や障害者政策に関する学習会等を開催し、加盟団体の相互理解の促進と意識向上を図り運動を強化するとともに、高齢者、女性、子ども、貧困、LGBTQなど近接領域や差別・抑圧を受けている人たちとの交流に努め、実効力の伴う運動を図る。また、JDの政策提言や見解を政府や政党に提出・提案するとともに、国との懇談などの場を設定し、政策の実現を図る。

- (1) 国会および政党、関係省庁等に向けた要請活動
権利条約の締約国にふさわしい当事者主体の政策実現に向け、様々な面から働きかけていく。
- (2) 講座・学習会・シンポジウム等
権利条約の理念の実現をめざし、その周知に努め、課題や状況に応じて、関係者および広く一般の興味・関心を引く内容や、新しい切り口をテーマに企画する。当面はオンライン開催とする。
 - ① JD セミナーを、5月27日（金）、第11回総会に続いて実施する。
 - ② 「憲法と障害者2022」を11月初旬に実施する。
 - ③ 連続講座を2023年1、2、3月に実施する。
- (3) 施策の状況に対応して、緊急企画も検討・実施する。
- (4) JD 役員はじめ JD 関係者の協力による講師派遣事業を引き続き実施する。

4. 広報活動

広報委員会による企画・編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎に、内容の充実と魅力ある紙面づくりを探求する。特に、以下の点に重点を置く。

- (1) 企画委員会や政策委員会等の講座や学習会と「すべての人の社会」を連動させ、JDの広報のみならず、幅広い情報発信誌の役割を果たすよう、さらなる内容充実と刷新を図る。また、チラシ等の紙媒体や口コミ、SNS等、あらゆる方法により読者増を図る。
- (2) 「すべての人の社会」の購読層を広げることを常に意識し、障害関係団体をはじめ、社会保障分野の諸団体、企業、研究機関などにも働きかけ、普及を図る。
- (3) 障害問題啓発のための冊子として引き続きJDブックレット等の企画・編集を行い、他の冊子・リーフレット類と合わせて普及し、広報活動の活性化を図る。
- (4) JDが編集する『JD障害と福祉事典（仮称）』の刊行を予定する。権利条約をベースに、当事者の視点や障害福祉の現場の実態などを踏まえた内容にしていく。JD理事や加盟団体の協力を得ながら常任編集委員会を中心とするチームにより進める。
- (5) JDブックレット5「国際障害者年から40年の軌跡 障害のある人の分岐点 障害者権利条約に恥をかかせないで」の普及を図る。
- (6) 「すべての人の社会」の点字版の作成について検討していく。
- (7) 「すべての人の社会」のオンライン公開に向けて準備を進める。

5. 情報通信活動

障害者権利条約の締約国として、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実現に向けた活動に引き続き取り組む。情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に取り組む。コロナ禍の情勢においても、インターネットを活用したオンラインなどの情報発信・交流に引き続き努力する。

- (1) 権利条約の実現のため、引き続きパラレルレポートなどや国連動向等の情報共有化を図る。
- (2) 構成団体となっている「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会(めざす会)」での情報通信活動を担う。
- (3) ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みをすすめる。
- (4) JDのホームページをアクセシブルでよりわかりやすく使いやすいものとする。また、加盟団体の

ホームページのアクセシビリティ向上はじめ、ICT活用やオンラインの取り組みの相談活動を図る。

6. 関連事業

(1) JDF等との連携・協同

JDFの各委員会（国際、企画、パラレルポート特別委員会など）に参画してJDFの活動に寄与するとともに、障害種別、分野、立場、考えの違いを越えて団体がまとまったJD本来の積極的な運動に努める。

(2) 「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」の取り組み

基本合意文書を、骨格提言、権利条約と同様に重要文書と位置づけ、定期協議（検証会議）を、実効性を伴う重みのあるものとするため、引き続き訴訟原告団・弁護団との連携を強めていく。

めざす会の活動に継続的に積極的に取り組み、引き続き事務局を担っていく。

(3) 社会支援雇用に関する活動

「日本の障害者雇用政策に関するILO159号条約違反に関する国際労働機関規約24条に基づく申し立て」に関わる研究調査を、全国福祉保育労働組合などの関連団体と連携して継続していく。

また、インクルーシブ雇用議連との学習と連携を大切にし、政策につながる成果を見据えながら社会支援雇用制度の実現を図る。

7. 組織・財政等の強化および理事会ならびに委員会の活性化

認定NPO法人としての社会的責任を認識しながら運動団体としての活動のさらなる強化を図る。また、実行力を伴った総務委員会体制の運営を図る。

(1) 会員の拡大

新たな会員を迎え入れるための働きかけを継続するとともに、組織強化と運動の活性化を図る上から、声を上げにくい比較的小規模な団体をも常に念頭に置いて支援を行なっていく。

賛助会員の拡大は事業活動のための財政基盤を強化する上で最も重要なものである。あらゆる機会をとらえてJDの広報と理解を深める活動を継続する。

(2) 寄附の募集

認定NPO法人には寄附者数の要件（3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上）が課されている。財政強化および4年後の更新を目標に、認定NPO法人継続のため、日頃から寄附の募集に努める。

(3) 理事会・専門委員会の活性化

理事会を毎月開催しながら、総会議決事項や社会状況に対応した活動の確実な執行に努め、新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。

また、障害問題を広く把握し、連帯した運動をすすめていくため、他団体の課題を含めて理事会等の機会に短時間の学習会を持つ。

専門委員会（①政策、②国際(JDFと一体)、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）において課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。

(4) 事務局の整備等

事務局長退職に伴う当面の対応として事務局運営委員会を設置し、各専門委員会の協力を得ながら体制を組む。当法人の活動を充実させるには事務局体制の強化は継続的な課題である。引き続き、待遇を含む労働条件の改善はじめ、円滑な事務局運営が図られるよう、環境整備を検討する。